

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則
 （県例規集登載）

障害福祉課

【告示】

○ 知事指定薬物の指定

医薬安全課

○ 指定居室サービスの事業の廃止

指導監査室

〃

〃

〃

〃

○ 土地改良事業の施行認可

耕地課

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

治山課

○ 漁船保険付保義務発生のための同意の認定

水産課

〃

都市計画課

〃

都市計画課

〃

〃

【公告】

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録

治山課

○ 公共測量の終了

監理課

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画課

〃

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

建築指導課

目次

担当課（室）

の完了

〃

〃

【公安委員会】

○ 岡山県警察組織規則の一部を改正する規則
 （県例規集登載）

警務課

〃

〃

◎岡山県規則第二号

岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則

岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則（平成十八年岡山県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第八十三号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和六年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 (八R)―N―メチル―N―(プロパン―ニ―イル)―六―メチル―九・十―ジ
デヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名M i P L E、M I P L E、N
―M e t h y l l y s e r g a m i d e）及びその塩
類

2 二―〔（四―ブトキシフェニル）メチル〕―五―ニトロ―H―ベンゾ「d」
イミダゾール―イル〕―N・N―ジエチルエタン―アミン（通称名B u t
o n i t a z e n e）及びその塩類

3 一―（ベンゾ「d」〔一・三〕ジオキソール―五―イル)―二―(プロピルアミ
ノ)ブタン―オン（通称名N―P r o p y l b u t y l o n e、P u t y l o
n e、b k―P B D B）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがある
と認められるため

附 則

この告示は、令和六年三月九日から施行する。

◎岡山県告示第八十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年三月八日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

さくら・介護ステーション瀬戸内

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄三六三番地四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社瀬戸内興産

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄三六三番地四

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年三月四日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇六四二

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第八十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年三月八日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

十字園あさひデイサービスセンター

2 所在地

岡山県久米郡美咲町里八八六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人十字会

2 所在地

岡山県真庭市下河内二二七五番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年二月二十九日

四 介護保険事業所番号

三三七三八〇〇二四六

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第八十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年三月八日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

十字園美川デイスサービスセンター

2 所在地

岡山県真庭市栗原二二五四番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人十字会

2 所在地

岡山県真庭市下河内二二七五番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年二月二十九日

四 介護保険事業所番号

三三七三四〇〇四六八

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和六年三月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

西七区支線 56号

水利施設等保全高度化（用排水施設整備）事業

西七区支線 68号

西七区支線 119号

” ”

北七区1番 1

” ”

北七区支線 74号

” ”

三 認可年月日

令和六年二月二十七日

◎岡山県告示第八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和六年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市大佐大井野字田ノ河内二七七六の一、二七七六の二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第八十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和六年三月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 下津井加入区

◎岡山県告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、浅口広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

浅口市	施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 地
		浅口広域都市計画下 水道事業	平成七年三月十七日か ら 令和十一年三月三十一 日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

◎岡山県告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業倉敷公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の 名称	倉敷市
事業の種類及び名称	岡山県南広域都市計画 下水道事業 倉敷公共下水道
事業施行期間	昭和二十七年七月十八 日から 令和十二年三月三十一 日まで
事業地	収用の部分 令和三年岡山県告示 第二百六十六号の事業 地の内、白楽町地内に おいて事業地を変更す る。 使用の部分 変更なし

〔一一二〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

令和六年三月八日

岡山県知事

伊原木

隆太

四 阿 新 二 十	登 録 番 号	生 産 事 業 者	名 氏 名 又 は 称	住 所	生 産 事 業 の 内 容	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地
戸 川 木 材	株 式 会 社			新 見 市 哲 西 町 矢 田 三 五 六 九 一	幼 苗 の 育 成、 幼 苗 以 外 の 苗 木 育 成	株 式 会 社 戸 川 木 材 社 同 じ 住 所 地 に

〔一一三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市大島中地内	測量区域
公共測量（路線測量）	測量の種類
令和六年二月二十九日	終了年月日

〔一一四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により玉野市から岡山県南広域都市計画ごみ焼却場についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年三月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画ごみ処理場

二 都市計画の変更年月日

令和六年二月二十二日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、玉野市建設部都市計画課において縦覧に供する。

〔一一五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により鏡野町から津山広域都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年三月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

津山広域都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

令和六年二月二十一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、鏡野町上下水道課において縦覧に供する。

〔一一六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年三月八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字前池尻一〇二八番四、一〇二八番五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市平田二八一番地三ウイステリア平田二〇二

奥山 浩樹

奥山 晴菜

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月二十九日岡山県指令建指第二七二号

〔二一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年三月八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字鷺瀬一〇番一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市小寺二〇〇二番地アブニール吉富C二〇二

齋藤美智代

齋藤 結衣

三 許可年月日及び許可番号

令和六年一月九日岡山県指令建指第三二二一号

〔二一八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年三月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字七ノ坪二七三番一、二七三番四、二七四番一、二七六番七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄一〇六番地一ラ・ポヌールB一〇三

谷澤 聖

谷澤 萌

三 許可年月日及び許可番号

令和六年一月四日岡山県指令建指第三一七号

◎岡山県公安委員会規則第五号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月八日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第八号中「学校警察連絡室及び少年サポートセンター」を「健全育成対策室」に改める。

第十七条第二項中「学校警察連絡室」を「健全育成対策室」に改め、「前項第二号」の下に「、第三号及び第五号から第七号まで」を加え、同条第三項を削る。

附 則

この規則は、令和六年三月十四日から施行する。